

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
介護保険法（平成9年法律第123号） 第28条4項	要介護認定の更新	介護保険課

- 1 審査基準は、介護保険法（平成9年法律第123号）第28条第4項（法第27条の規定準用）に定めるところによる。
- 2 標準処理期間は、30日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。

